

新規事業採択時評価結果一覧
(令和元年8月末現在)

別添3

【公共事業関係費】

【ダム事業】
(直轄事業等)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析				B／C	貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)
		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C(億円)				
			便益の内訳及び主な根拠		費用の内訳			
藤原・奈良俣再編ダム再生事業 関東地方整備局・独立行政法人水資源機構	17	483	【内訳】 被害防止便益:483億円 残存価値:0.57億円 【主な根拠】 洪水調節に係る便益: 年平均浸水軽減世帯数:67世帯 年平均浸水軽減面積:15ha	15	【内訳】 建設費 14億円 維持管理費 0.2億円	33.3	・戦後の主な洪水は、昭和22年9月、昭和23年9月、昭和24年8月、昭和33年9月、昭和57年7月、昭和57年9月、平成10年9月があり、近年では平成27年9月洪水により沿川で家屋浸水等の被害が発生している。 ・河川整備基本方針の目標規模と同等の洪水が発生した場合、事業実施前後で、想定孤立者数(避難率40%)約6,800人減、電力の停止による影響人口が約11,400人減などと想定している。	水管理・国土保全局 治水課 (課長 藤巻 浩之)
大町ダム等再編事業 北陸地方整備局	360	2,557	【内訳】 被害防止便益:2,553億円 残存価値:3.9億円 【主な根拠】 洪水調節に係る便益: 年平均浸水軽減戸数:229戸 年平均浸水軽減面積:178ha	259	【内訳】 建設費 160億円 維持管理費 99億円	9.9	・戦後の主な洪水は、昭和57年9月、昭和58年9月、平成16年10月、平成18年7月があり、沿川で家屋浸水等の被害が発生している。 ・信濃川上流部で、年超過確率1/100に相当する降雨による洪水を想定した場合、整備前では想定死者数が約3,300人(避難率40%)、電力の停止による影響人口が約87,800人などと想定されるが、このうち、大町ダム等の再編により想定死者数約200人(避難率40%)、電力の停止による影響人口約1,100人を軽減することができる。	水管理・国土保全局 治水課 (課長 藤巻 浩之)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析				貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C(億円)				B／C
			便益の内訳及び主な根拠		費用の内訳			
九頭竜川上流ダム再生事業 近畿地方整備局	310	480	【内訳】 被害防止便益:471億円 残存価値:8.9億円 【主な根拠】 洪水調節に係る便益: 年平均浸水軽減戸数:132戸 年平均浸水軽減面積:84ha	207	【内訳】 建設費 196億円 維持管理費 12億円	2.3	・戦後の主な洪水は、昭和28年9月、昭和34年8月、昭和36年9月、平成16年7月があり、沿川で家屋浸水等の被害が発生している。 ・河川整備計画規模の洪水が発生した場合、浸水区域内の避難行動要支援者数は約20,000人と想定されるが、事業実施により解消される。 ・同様に、河川整備計画規模の洪水が発生した場合、九頭竜川流域では、電力の停止による影響人口が約12,000人と想定されるが、事業実施により解消される。	水管理・国土保全局 治水課 (課長 藤巻 浩之)
旭川中上流ダム再生事業 中国地方整備局	450	806	【内訳】 被害防止便益:796億円 残存価値:9.8億円 【主な根拠】 洪水調節に係る便益: 年平均浸水軽減戸数:490戸 年平均浸水軽減面積:42ha	277	【内訳】 建設費 275億円 維持管理費 2.7億円	2.9	・戦後の主な洪水は、昭和20年9月、昭和47年7月豪雨、平成10年10月、平成30年7月豪雨であり、旭川流域で大きな被害が発生している。 ・河川整備計画の目標規模と同等の洪水が発生した場合、避難行動要支援者数が、約27,200人、想定死者数(避難率40%)が約60人、電力の停止による影響人口が約29,100人と想定されるが、事業実施により、避難行動要支援者数が約1,300人、想定死者数(避難率40%)が約20人、電力の停止による影響人口が約2,800人に軽減される。	水管理・国土保全局 治水課 (課長 藤巻 浩之)
小見野々ダム再生事業 四国地方整備局	500	569	【内訳】 被害防止便益:561億円 残存価値に関する便益:7.5億円 【主な根拠】 洪水調節に係る便益: 年平均浸水軽減戸数:342戸 年平均浸水軽減面積:119ha	302	【内訳】 建設費 272億円 維持管理費 30億円	1.9	・戦後の主な洪水は、昭和25年9月、平成26年8月、平成27年7月があり、沿川で家屋浸水等の被害が発生している。 ・河川整備計画規模の洪水が発生した場合、那賀川流域では、災害時要援護者数は約16,800人と想定されるが、事業実施により約16,700人に軽減される。 ・同様に、河川整備計画規模の洪水が発生した場合、那賀川流域では、想定死者数(避難率40%)は約60人と想定されるが、事業実施により約50人に軽減される。 ・同様に、河川整備計画規模の洪水が発生した場合、那賀川流域では、電力停止による影響人口は約22,600人と想定されるが、事業実施により、約20,700人に軽減される。	水管理・国土保全局 治水課 (課長 藤巻 浩之)

【その他施設費】

【官庁営繕事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	供用後の 維持管理費 (億円)	評 価				担当課 (担当課長名)
			事業 計画の 必要性	事業 計画の 合理性	事業 計画の 効果	その他	
長野第1地方合同庁舎 関東地方整備局 (既存施設の更新)	57	25	114	100	133	老朽、狭あい、防災機能に係る施設の不備等を解消する必要性が認められる。 経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 秋月 聡二郎)
名古屋第4地方合同庁舎 中部地方整備局 (既存施設の更新)	91	39	120	100	133	老朽、分散、防災機能に係る施設の不備等を解消する必要性が認められる。 経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 秋月 聡二郎)
内閣府新庁舎 大臣官房官庁営繕部 (既存施設の更新)	52	25	125	100	121	老朽、狭あい、防災機能に係る施設の不備等を解消する必要性が認められる。 経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 秋月 聡二郎)

※ 事業計画の必要性－既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標

事業計画の合理性－採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価する指標（合理性の有無により、100点か0点のいずれかを評点とする）

事業計画の効果－通常業務に必要な機能を満たしていることを確認・評価する指標

（採択要件：事業計画の必要性100点以上、事業計画の合理性100点、事業計画の効果100点以上を全て満たす）

供用後の維持管理費は50年間に掛かる費用を現在価値化したものである。

【船舶建造事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	供用後の 維持管理費 (億円)	評価	担当課 (担当課長名)
ヘリコプター2機搭載型巡視船（PLH型）2隻建造 海上保安庁	348	248	本事業でヘリコプター2機搭載型巡視船（PLH型）を整備した場合、海上保安業務の遂行に必要な速力、長期行動能力などの船体性能、昼夜を問わない広域的な監視探証能力、厳正かつ的確な法執行活動が可能となる規制能力、意思伝達能力、情報処理能力、ヘリコプターとの連携機能強化等の向上が見込まれ、我が国周辺海域における海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の事案対応体制の強化を図ることができる。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 矢頭 康彦)
大型巡視船（PL型）1隻建造 海上保安庁	140	88	本事業で大型巡視船（PL型）を整備した場合、海上保安業務の遂行に必要な速力、長期行動能力などの船体性能、昼夜を問わない広域的な監視探証能力、厳正かつ的確な法執行活動が可能となる規制能力、意思伝達能力、情報処理能力等の向上が見込まれ、我が国周辺海域における海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の事案対応体制の強化を図ることができる。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 矢頭 康彦)
大型巡視船（PL型）1隻建造 海上保安庁	72	25	本事業で大型巡視船（PL型）を整備した場合、海上保安業務の遂行に必要な速力、長期行動能力などの船体性能、昼夜を問わない広域的な監視探証能力、厳正かつ的確な法執行活動が可能となる規制能力、意思伝達能力、情報処理能力等の向上が見込まれ、我が国周辺海域における海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の事案対応体制の強化を図ることができる。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 矢頭 康彦)
中型巡視船（PM型）1隻建造 海上保安庁	42	14	本事業で中型巡視船（PM型）を整備した場合、海上保安業務の遂行に必要な速力などの船体性能、昼夜を問わない広域的な監視探証能力、厳正かつ的確な法執行活動が可能となる規制能力、意思伝達能力、情報共有機能、曳航能力等の向上が見込まれ、我が国周辺海域における海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の事案対応体制の強化を図ることができる。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 矢頭 康彦)
小型巡視艇（CL型）2隻建造 海上保安庁	11	5.3	本事業で小型巡視艇（CL型）を整備した場合、海上保安業務の遂行に必要な速力などの運動性能や、夜間搜索監視能力の向上が見込まれ、港及び周辺海域における治安の確保、海難救助等の事案対応体制の強化を図ることができる。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 矢頭 康彦)

・ 供用後の維持管理費は各耐用年数にかかる費用を現在価値化したものである。

【海上保安官署施設整備事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	供用後の 維持管理 費 (億円)	評価				担当課 (担当課長名)
			事業計画 の必要性	事業計画 の合理性	事業計画 の効果	その他	
北九州航空研修センター（仮称）の施設整備（教舎兼研修生寮の整備） 海上保安庁 （新規施設の建築）	13	5.1	100	100	121	気象条件、空港の混雑度及び訓練空域までの距離等の諸条件が良好である北九州空港に固定翼要員の養成体制を整えることができ、海上保安体制強化に伴い増強される航空機の運航を見据えた安定的な航空機操縦士の確保・養成が可能となる。	海上保安庁 装備技術部 施設補給課 （課長 坪井 謙二）

- ・事業計画の必要性－既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標
- ・事業計画の合理性－採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価する指標
- ・事業計画の効果　－通常業務に必要な機能を満たしていることを確認・評価する指標
※採択要件：事業計画の必要性、事業計画の合理性及び事業計画の効果がいずれも100点以上
- ・供用後の維持管理費は50年間にかかる費用を現在価値化したものである。